

東京オリンピック・パラリンピック競技大会における
新型コロナウイルス感染症対策調整会議（第7回）

議事概要

1. 日時

令和3年4月28日（水）15：30～16：30

2. 場所

総理大臣官邸4階 大会議室

3. 出席者

（議長）

杉田 和博 内閣官房副長官（事務）

（議長代行）

藤井 健志 内閣官房副長官補（内政担当）

（副議長）

多羅尾光睦 東京都副知事

武藤 敏郎 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会事務総長

平田 竹男 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
事務局長

吉田 学 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

（構成員）

山本 将之 内閣官房内閣参事官（国家安全保障局）【代理出席】

中山 光輝 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

藤原 章夫 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局総括調整統括官

梶尾 雅宏 内閣官房内閣審議官（新型コロナウイルス感染症対策推進室）

丸山 秀治 出入国在留管理庁出入国管理部長【代理出席】

齊藤 純 外務省東京オリンピック・パラリンピック要人接遇事務局長

藤江 陽子 スポーツ庁次長

佐原 康之 厚生労働省危機管理・医務技術総括審議官【代理出席】

荒井 勝喜 経済産業省大臣官房総括審議官

黒沼 靖 東京都総務局長

中村 倫治 東京都オリンピック・パラリンピック準備局長

福崎 宏志	東京都オリンピック・パラリンピック準備局理事
吉村 憲彦	東京都福祉保健局長
初宿 和夫	東京都福祉保健局健康危機管理担当局長
中村 英正	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 ゲームズ・デリバリー・オフィサー
伊藤 学司	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
山下 聡	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 大会運営局長
岩下 剛	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 警備局長
神田 昌幸	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 輸送局長
福井 烈	公益財団法人日本オリンピック委員会専務理事
河合 純一	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会委員長

(アドバイザー)

岡部 信彦	川崎市健康安全研究所長
齋藤 智也	国立感染症研究所感染症危機管理研究センター長

4. 議事概要

○冒頭、杉田内閣官房副長官より挨拶。

【杉田内閣官房副長官】

まずは御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

御承知のとおり、今月 25 日から東京を含む 4 都府県に対して緊急事態宣言が発せられ、現在、政府として引き続き徹底した感染症対策を進めて、国内の感染拡大防止に全力で取り組んでいるところでございます。東京大会においても、最大の課題は新型コロナウイルス感染症対策であります。そのため、昨年来、安全・安心な大会運営を実現する観点から、様々な課題について議論を重ね、年末には中間整理として取りまとめていただきました。その後、関係者間において、さらなる実務的・実効的な対策の実現・具体化を進めていただきました。

今日の会議では、出入国や検査の在り方、大会関係者の取扱いなどの変異株等に対応した追加的な対策について、これまでの検討結果を御議論いただきたいと思います。その際には、アスリートはもとより大会関係者にも厳格な行動管理を課すこと等により、国内在住者への感染拡大を防止するなど、対策の徹底をお願いいたします。なお、観客の上限の取扱いについては、この後開かれる 5 者協議の場で議論されるものと承知いたしております。

今年の夏の大会までいよいよあと 3 か月を切ったわけではありますが、安全・安心な大会を実現するために、関係各位の御理解と御協力を引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○議事 1 について、内閣官房オリパラ事務局及び東京都、大会組織委員会から資料 1 に基づき、「変異株等に対応した追加的な対策について」説明があったのち、多羅尾副知事及び武藤事務総長より発言。

【内閣官房オリパラ事務局 藤原総括調整統括官】

資料 1 を御覧いただきたいと思います。

「アスリート等・大会関係者の出入国に係る措置の在り方について」でございます。

ここにおきまして「アスリート等」とは、小さな字で書いてございますけれども、「アスリート及び、国際オリンピック／パラリンピック委員会、国際競技連盟、各国オリンピック／パラリンピック委員会に属し、アスリートと一体となって行動する者をいう」ということでございます。

また「アスリート等以外の大会関係者」とは、「主催者等、メディア、大会スタッフ等」でございます。

「2. 対応」の「(1) 基本的な考え方」でございます。アスリート等や大会関係者が、入国後、国内で活動を行うに当たっては、安全・安心な大会運営を確保するとともに、アスリートが最高のパフォーマンスを発揮できるようにするため、滞在先や移動手段を限定する等の厳格な行動管理、健康管理、また出国前検査や入国時検査に加え、定期的な検査など、必要な防疫上の措置を講じる。特に国内在住者との接触を厳に回避する措置を講じるということでございます。

(2) といたしまして防疫上の措置でございますが、検体について書いてございます。昨年 12 月の中間整理の段階では、出国前は 1 回の検査、そして空港で検査して、その後は 4 日に一度の検査ということございましたけれども、ここが新しい対策では変異株等への対応ということで、アスリートについては原則毎日の検査としておるところでございます。

「①出国前」でございますけれども、先ほど申し上げましたように、出向前 96 時間以内に 2 回の検査を受検するというところでございます。また入国前 14 日間の健康モニタリングの提出を求めることといたします。

「②入国時」でございますけれども、空港において検査を受検する。

そして「③入国後 14 日間」でございますけれども、全てのアスリート等・大会関係者ともに入国後 3 日間は毎日検査を実施することとしております。

「(ア) アスリート等」でございますけれども、そのうちアスリートにつきましては、原則毎日検査が基本となるわけでございます。そして選手村への入村につきましては出場する競技開始 5 日前からとし、競技終了後、2 日後までに退去することといたしたいと思っております。それから、用務先は原則宿泊施設、練習会場、競技会場に限定し、行動管理・健康管理を行うとともに、入国初日からの練習を認めることとしたいと存じます。また入国後 3 日目の検査で陰性が確認されることを条件に、試合参加を認めるというスキームでございます。

「(イ) 大会関係者」でございます。こちらも昨年 12 月の中間整理の段階では今後の検討というような形で、必ずしも明確なルールをその段階では定めていなかったところでございますけれども、このたびアスリート並びの厳格な管理をしていくという考え方に基づいて対策を記載しているものでございます。

まず i))といたしまして、原則入国後 14 日間宿泊施設で待機する。これが基本形だと考えております。

一方で、ii))でございますけれども、入国後 14 日以内に活動を開始しなければ大会の運営に支障があるような場合については、3 日間の待機後、3 日目の検査で陰性が確認されれば、国内在住者と接触しないことを前提とした上で、用務先を本邦活動計画書に記載された区域内（原則宿泊施設と勤務先）に限定いたしまして、行動管理・健康管理を行うこと、また受入責任者（組織委員会等）の監督の下、入国日が異なる者同士や国内在住者との接触を回避した活動に限ること、公共交通機関を使用しないことを条件として、入国後 4 日目以降の活動を認めるという考え方でございます。その場合の検査でございますけれども、入国後 4 日目以降は必要な頻度で検査を行うとともに、14 日目に検査を実施する。ただし、アスリートに一定の接触がある可能性のある者は、原則毎日検査を実施するというところでございます。

iii))といたしまして、入国後 3 日以内に活動を開始しなければ大会の運営に支障があるようなケースもございます。その場合には、受入責任者が厳格な監督をしながらそのような活動を認めていくというスキームとしたいと考えております。

2 ページでございます。

注として書いてございますけれども、行動管理の内容、これは先ほど申し上げましたように用務先、移動手段を記載した本邦活動計画書を事前に提出し、誓約書の提出も求めるということでございます。

また注 2 でございますけれども、健康管理を求めるということで、アプリ等による健康状態の報告を求めます。また感染疑いを把握し、または陽性判明時に陽性登録を行うため、接触確認アプリを利用することといたします。また陽性者が判明した場合、遡って行動を確認するため、地図アプリで位置情報の保存を行うということでございます。

注 3 は、入国後 14 日以内における入国日が異なる者同士や国内在住者との接触の考え方でございます。いわゆる混交といいますか、交じり合いを防ぐための措置でございますけれども、「そのため」ということで書いてございますが、入国者が守るべき基準（1 メートル以内の接触を避ける、接触時間の限定、適正なマスク着用）等をしっかり遵守していただく。受入責任者が区域内にいる者の動向を監督することとしております。

注 4 でございますけれども、公共交通機関の利用でございます。公共交通機関の利用は原則認められない。全ての移動手段は貸切りということで、専用車両のほか、新幹線の 1 両借り、ハイヤーなどに限るということでございます。一方で、ホストタウンや地方の競技会場等への移動など、航空機の利用がやむを得ない場合、他の乗客との接触を厳に回避するためチャーター機を利用することとし、それも難しい場合には、専門家の意見を聞いた上で、機内において一定の区画を抑えて、他の乗客と分離した形で搭乗すること、乗機・降機の際に他の乗客と空間的・時間的に分離すること、搭乗前日または当日に検査を実施することなどを条件に定期便の利用を認めるということでございます。

また「(3) 実効性の担保」ということで、受入責任者が全体を管理するというところでございますけれども、それに加えて誓約に違反した場合にはアクレディテーションの剥奪といった厳しい措置を取ることとしているところでございます。

続きまして、Ⅱの検査の関係でございます。先ほど申し上げましたように、アスリートにつきましては原則毎日検査ということとしたいと考えてございます。

「2. 検査の在り方」と書いてございますけれども、海外から来日するアスリート等については、入国後、事前キャンプ地やホストタウンを含め、選手村において原則毎日検査を実施するというところでございます。また次の黒ポツでございますけれども、国内在住のアスリートにつきましても、同様に原則毎日検査といたしたい。それから、試合前の検査でございます。これは陽性が仮に判明した場合に、追加的な検査を行う時間を確保することが必要でございます。円滑な競技運営を確保する観点から、試合前にこういった形で検査を行うかということは各国際競技団体と個別に検査スケジュールを調整することといたします。

「(2) 大会関係者」でございます。入国後3日間は毎日検査するわけでございますけれども、その後につきましてはアスリートとの接触の度合いを勘案して、接触の可能性が一定程度あるという場合には毎日検査するわけでございますけれども、そこまでの接触は見込まれない場合には4日または7日といった形で検査の頻度を振り分けていくという考え方でございます。

「②国内在住の大会関係者」でございますけれども、こちらもアスリートとの接触の度合いといったようなところを踏まえつつ、毎日検査や4日もしくは7日という形で検査の頻度を振り分けてまいります。

「3. 検査方法及び進め方」でございます。入国後の検査は、唾液によるPCR検査または抗原定量検査を外部に委託して実施することを基本とする。検査で陽性の結果が出た場合、偽陽性等の可能性等も考慮して複数の検体による再検査を実施し、結果を確認することといたしたいと考えております。1つとばしまして、選手村内において感染が疑われる者や感染者との接触が認められる者については、選手村内に検査分析設備を設置し、迅速に検査・診断を実施することとしております。選手村の中には検体採取センターを設置する、検査分析設備を整備することとしているところでございます。

4ページでございます。

「アスリートに陽性者が判明した時の出場可否等について」でございます。基本的な考え方といたしましては、陽性と判定されたアスリートについては競技には出場させないということが基本でございます。ただ、その際、偽陽性の可能性等を踏まえ、丁寧なプロセスとすることが必要でございます。いずれの場合もアスリートにとって非常に重要な点になってまいりますので、それぞれの判定手続・プロセスを事前に明確に示し、IOCやIPC、IF(国際競技団体)を含めた関係者の合意の形成を図ることといたしたいと存じます。

「(2) 必要な対策」でございます。

①といたしまして、無症状ではあるが陽性判定が出たといった場合でございます。この場合には複数の検体による再検査で、その上で出場を認めるかどうかあらかじめ定められた手順に従って最終診断をして、競技参加の可否を判断することといたしたいと存じます。

「②『濃厚接触者』となったアスリートへの対応」でございます。

(ア)といたしまして動線分離の徹底ということで、濃厚接触者となったアスリートについては、直ちに選手村や競技会場等の個室に移動するなどの措置を講じ、その後もアスリートとの動線分離を徹底する。なお、その間の練習や競技参加については(ウ)のとおりということで書いてござい

ます。

その前に濃厚接触者の特定でございます。IF（国際競技団体）等と協議して、競技ごとに練習・試合における濃厚接触の疑いとなり得る者について事前に整理した上で、保健所長が濃厚接触者を特定する。

「(ウ)『濃厚接触者』の出場の可否」でございます。これにつきましては、本邦活動計画書に記載された区域内にとどまることを前提に、例えば毎日検査を行い陰性であること、ドクターに相談の上、当該アスリートの活動が認められれば練習を認め、加えて事前にルールとしての合意が得られ、他の出場者全体の了解等が得られていれば試合への出場を認めるといったことが考えられるわけでございますけれども、いずれにいたしましても保健当局と調整を図りつつ、事前に IOC や IPC また国際競技団体と十分に協議してルールをしっかりと定めていくことが必要であると考えているところでございます。

こうした取扱いにつきましては、最後の※印で書いてございますけれども、審判等、競技運営に不可欠な競技スタッフ、パラリンピックの介助者などについても同様の取扱いとすることが考えられるところでございます。

説明は以上でございます。

【組織委員会 中村ゲームズ・デリバリー・オフィサー】

それでは、「大会関係者の取扱いについて」を御説明させていただきます。

中間整理におきましては、その当時はあまり具体化が進んでおらず、その後の検討を進めた結果とともに、変異株の出現等によりまして事態がより深刻になったことを踏まえまして、冒頭杉田副長官から御発言がございましたとおり、厳格な行動管理を具体化したものでございます。具体的には先ほど藤原統括官がおっしゃったとおり、入ってくるという意味ではアスリートと同じことでございます。特別の扱いとして入国を認める以上はアスリート並びの厳格な行動管理が必要だということでございます。

まず対象でございます。主催者（IOC／IPC、NOC など）。要人として外国要人等。メディアとしましてオリンピックの画像・映像を担う OBS、各国の放送局である RHB、各国の報道各社である PRS 等を想定しております。大会スタッフとしては職員、大会ボランティア、コントラクターがでございます。大会ボランティアのうち海外からのボランティアにつきましては、3月に海外ボランティアの受入れはしないことを決めた際に、海外のボランティアにつきましても基本的には御遠慮いただくということで通知いたしました。ただ、国内で確保が困難で競技に関して豊富な専門知識を持つ者に限り、恐らく 200 名程度だと思いますけれども、参加ということでございますが、その方も行動管理に従っていただくということでございます。

基本的な考え方、出入国及び検査につきましては、先ほど藤原統括官が御説明したとおりでございます。

その上で大会中の行動ルールでございますけれども、まずここが都民・国民に感染を及ぼさないよう厳格な行動管理が求められるところでございます。大原則といたしましては、入国後 14 日間の用務先をあらかじめ指定し、必要最小限とし、そこにしか行けないということでございます。用務先として認めるところについても防疫措置をきちんと取る、そして特に組織委員会以外の者の管

理する施設や移動手段につきましては一層の担保策が重要ということでございます。

今、申し上げた限定的な用務先がどこかということでございますが、各ステークホルダーごとに共通しておりますのは競技会場と練習会場でございますけれども、NOC/NPC、いわゆる選手等につきましては事前キャンプ、ホストタウン、ハイパフォーマンスセンター。IFについては所属するIFのほかのメンバーの宿泊施設。MPマーケティングパートナーでございますけれども、ショーケーシングや所属組織の社屋、日本支社などがございます。IOC/IPCにつきましてはCASスポーツ仲裁裁判所。OBS/ライツホルダーにつきましては取材エリアに限りませんが、選手村、ハイパフォーマンスセンター、IBC/OBSスタジオ等々でございます。プレスにつきましても選手村、ハイパフォーマンスセンター、メインプレスセンター等々、限定的なところでございます。大会スタッフの用務先といたしましては競技会場、練習会場に加えまして選手村、IBC/MPC、プレス等でございますが、大会運営用倉庫、あるいはユニフォームやアクレディを配るセンター等々でございます。

宿泊でございます。基本的には組織委員会が管理・手配するホテルに最大限集約していただいて、集約するということはそれだけ行動管理が容易になるということでございます。その上で外出制限の遵守や防疫措置の担保を行うことがまず大原則でございます。ただ、一部独自で手配したホテルにおきましては、一層の外出制限の遵守確認、防疫措置等、実効的な担保措置を講じる。そういったことを組織委員会と関係自治体とで事前調整を図るといった場合のみ、活動計画書の提出の際、宿泊施設として認めるということでございますが、ただ最初に申し上げたように、独自手配を予定している方につきましても、組織委員会管理ホテルに集約していただくことを5月から始まるミーティングにおいてもお願いし、またそのための手段を確保していきたいと考えております。

移動につきましては、先ほど藤原統括官が御説明したとおりでございます。公共交通機関を原則使用せず、貸切りの移動手段で移動するということでございます。必要な防疫措置を講ずる。そして地方会場への移動など、やむを得ない場合に限り、航空機・新幹線の利用を認める。ただし、隔離は確保するということでございます。

管理体制でございます。大会関係者は非常に多岐にわたりますけれども、組織委員会などの受入責任者が法体系に基づきましてきちんと責任を取るという下で、現場の行動管理は所属組織のCLO、これは注で書かせていただいておりますけれども、コロナ対策責任者を各組織に任命していただいて、その方が所属メンバーに関して行動計画を作成、行動管理・健康管理などの徹底を行うということでございます。組織委員会の各部署でCLOによる管理状況を報告、監督ということでございます。

特に行動管理の用務先として重要になりますのはやはりメディアでございまして、それはアスリートとも接触することになりますし、場合によってはそれ以外の方とも取材で会うということで、ここは一層厳格なルールをあらかじめ作り、遵守させていくことが大事だと思っております。特にアスリート取材時におきましては2メートルのディスタンスを保つ、濃厚接触を避ける運営方法を全会場にて実施ということでございます。また放送局に関しては、そういった取材を受けるところは予約制といたしまして、密集状態の発生を避ける。そしてスタジオでインタビューを受ける場合、アスリートを招くことがあろうかと思っておりますけれども、別動線を確保するということでございます。また選手村での選手への取材は、今までは選手村の中はかなり自由に行動できたわけでございますけれども、東京大会においては取材ゾーンを指定いたしまして、そこでのみ取材を認めるといった

形にいたします。また各会場におけるメディアセンター、メディアが集まる場所でございますけれども、ここも事前予約制といたしまして、一定以上の人数は入れないということをもって密集状態を避けることを考えております。

都市ボランティアでございますけれども、これは主要駅や競技会場周辺におきまして各関係自治体で集めていただいているボランティアでございますが、感染予防マニュアルに基づき安全・安心な活動環境を確保していくということでございます。

最後に、海外の大会関係者につきましてはこういった行動管理をするとともに、やはり数をそもそま少なくする努力を続けていく必要がありますし、また入国の際、空港で密にならないよう、平準化などを一層協力して進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

【組織委員会 山下大会運営局長】

続きまして、「観客に関する対策について」を説明させていただきます。

7 ページは会場の概要及び会場への観客動線を図示したものでございます。

8 ページを御覧ください。

具体的な対策として、まず観客向けガイドラインの策定・周知でございます。競技場におけるマスクの着用の実践など、観客に遵守していただきたい事項につきまして観客向けガイドラインを定めまして、SNS 等の様々な媒体において事前に周知徹底します。また再三の注意にもかかわらず聞き入れられない場合には、入場拒否や退場措置を行う旨をガイドラインにきちんと明記してまいりたいと考えています。今後関係各所と相談いたしまして、ガイドラインに具体的な内容を定めてまいります。

次に、主催者としての基本的な感染防止策の徹底でございます。まず競技会場の入り口におきまして観客の検温を実施いたします。サーモグラフィーや非接触型体温計を用いまして検温を行います。37.5 度以上の方には再検温をしていただきます。再検温におきましても 37.5 度以上の場合は入場をお断りすることといたします。また観客のフィジカルディスタンスの確保、ガイドラインの周知徹底などの飛沫感染防止策を実施してまいります。

9 ページでございますけれども、接触が多い箇所の消毒などの接触感染防止策、あるいは混雑状況を検知するシステムの導入、そして一般的な医務室とは別に感染が疑われる方への対応が可能な部屋を別途設けるなど、競技会場の特性を生かして必要な対策を講じてまいります。

またラストマイルにおきましても、観客と地域双方の安全・安心の観点から、ルール・マナーの作成・周知など、様々な対策を的確に実施してまいります。

以上でございます。

【東京都 中村オリンピック・パラリンピック準備局長】

続きまして、「保健衛生・医療体制」について御説明いたします。

10 ページを御覧ください。

「1. 組織委員会感染症対策センター、東京 2020 大会保健衛生支援東京拠点の構築」でございます。徹底的な水際対策ですとか行動ルール等の対策を行った上でもアスリート等に感染者や疑い

例等が発生した場合の対応につきましては中間整理においても取りまとめているところでございますが、その具体化に向けて検討を深めてまいったところでございます。まずアスリート等の滞在が集中する地域の保健医療への影響を踏まえるとともに、円滑な大会運営を支援するため、組織委員会と東京都が連携いたしまして「組織委員会感染症対策センター」と「東京 2020 大会保健衛生支援東京拠点」を6月に開設し、7月に本格稼働するという形で準備を加速してまいります。またテストイベント等を通じまして検証を行ってまいります。

その下にイメージ図を添付しているところでございます。

「2. 発熱外来等の設置、入院先医療機関の確保」でございます。選手村に発熱した患者さんを分けて診療する発熱外来を設置するほか、先ほど藤原統括官からも話がございましたが、迅速に検査を行うブランチラボを7月に設置いたします。大会時には24時間運営を行うなど、アスリート等の感染者を早期に発見する体制を構築してまいります。

またアスリート等と大会の関係者等が発症した場合の医療提供を行う大会指定病院の確保に向けまして、協力金の支給等も含めまして関係者と丁寧に調整を行ってまいります。

「3. 軽症・無症状の場合の宿泊療養先及び搬送手段の確保」でございます。検査で陽性となった場合、軽症ですとか無症状のアスリート等に適切な療養環境を提供するため、組織委員会において宿泊療養先、搬送手段を確保いたします。

選手等の特性に応じました食事ですとか言語等には対応するとともに、チームドクター等による健康把握を行います。

また安全で迅速な搬送手段についても確保を行ってまいります。

アスリート等以外の大会関係者につきましても、地域の療養体制に影響を与えないように、宿泊療養先の確保について調整・準備を進めているところでございます。

「4. 地域の保健医療体制との両立」でございます。円滑な大会運営と大会中の地域の保健医療体制の両立に資するように、競技会場ですとかホストタウン、事前キャンプ地のある自治体に対しまして、保健衛生支援東京拠点ですとか感染症対策センターが連携して、選手村等で培ったノウハウ等を共有してまいります。

医療スタッフの確保につきましては、地域の医療体制への支障を生じさせないよう留意しつつ、国内競技団体、関係協力病院、関係団体等と丁寧に調整を進めているところでございます。確保に当たりましては、活動時間を弾力化いたしましたり、あるいは協力金の支払いなど、スタッフが参加しやすいような条件を準備してまいります。現在、選手用の医療に対応する医療スタッフにつきましては競技団体等から確保を進めているところであります。観客用の医療に対応する医療スタッフにつきましても調整を行っているところでございまして、今後確保に向けた最終的な調整を行ってまいります。

私からは以上になります。

【内閣官房オリパラ事務局 藤原総括調整統括官】

資料6番目でございます。ホストタウンについてでございますけれども、延期が決まった後も登録数が増えている状況でございます。4月27日現在で登録数456件、自治体の数で528、相手国・地域数が184という数字になっているところでございます。直接の交流がなかなかできないわけで

ございますけれども、そうした中でも SNS 等を通じて相手国チームの選手団等とお互いを励まし合うといった交流が行われており、オンライン交流も活発に行われている状況でございます。

主な改正点でございますけれども、13 ページ、資料 2 でございます。こちらは「ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引き」といたしまして、内閣官房で作成し、自治体にお示ししているものでございます。

主な変更点でございますけれども、1 ページ目「はじめに」の「(1) コロナ対策」ということで、変異株の発生を踏まえた対策を追記してございます。

また 3 ページでございますけれども、中ほどから移動の部分が出てまいります。全体の対策と同様になりますけれども、原則として公共交通機関を利用せず、専用車両により移動する。ただし、限定された場合にはチャーター機、あるいは非常に限定的な航空機の利用といったことが可能である旨を書いております。

続いて、4 ページ目でございますけれども、「(3) 食事」のところで、「必要に応じ、ケータリングや弁当等を利用する」ということを追記してございます。

また 6 ページ目でございます。一番下のあたりでございますけれども、「入国日が異なる者同士の接触を回避する」といったようなこと、また次の 7 ページ目でございますけれども、「ホストタウン等の関係者のうち、選手等に常時帯同する者や選手等と同一空間で活動する者には、帯同・活動中は必要な行動管理・健康管理を実施するとともに、前後 14 日間の健康フォローアップを実施する」といったことでございます。

また検査でございますけれども、ホストタウン等に滞在中の選手等につきましても原則毎日検査をやること、また「ホストタウン等の関係者のうち、選手等に一定の接触がある可能性のある者に対しては、原則毎日検査を実施する。その他、選手等の用務先で活動する者に対しては、定期的に検査を実施する」ことといたしたいと存じます。

以上です。

【東京都 多羅尾副知事】

東京都でございます。いつも大変お世話になっております。

まず初めに、直近の東京都の感染症対策について申し上げます。

4 月 23 日に変異株による感染拡大などを踏まえた緊急事態宣言の発出が政府において決定され、東京都はそれに基づく緊急事態措置を決定し、人流の抑制等に取り組んでいるところでございます。

具体的には 3 つの柱の対策を集中して強化しているところでございます。

その第 1 は、多くの方が利用する施設や酒類を提供する飲食店への休業要請や、全ての都立施設の休館など、あらゆる方策による「機をとらえた人流の抑制」でございます。

第 2 は、主要な繁華街を中心に警察とも連携して見回りと声かけを行うなど、「ポイントを押さえた戦略的な対策強化」でございます。例えば、路上飲み対策などが喫緊の課題であると思っております。

第 3 は、医療提供体制の強化や検査体制の拡充など「備えの強化」でございます。

これらの対策に、都民、事業者、行政が一体となって取り組んでいるところでございまして、引き続き政府と連携させていただきながら徹底した対策を図ってまいります。

本日の会議では、昨年 12 月の中間整理の後に生じた変異株等に対応した出入国、検査、保健衛生・医療体制等について議論を行うものでございます。これらについては、これまで議論してきた内容も含めて、大会に参加する方々や実際に運営に携わる方々のプレイブックの更新に十分反映されることが必要でございます。

そうした点で、IOC、IPC、組織委員会の検討に、政府と東京都も参画して議論を重ねてきたことは重要であり、この間の皆様の多大な御尽力に深く感謝を申し上げます。

そしてこのプレイブックを実効性のあるものにしていくことが、大会の安全と地域の安全にもつながり、ひいては大会に対する都民・国民の安心にもつながるものと考えております。

都においても、都市オペレーションセンターを中心に、都内における感染症等の状況など、安全に関わる情報連携を行ってまいりたいと考えております。開催都市として引き続き政府、組織委員会、JOC、JPC、専門家の皆様と連携・協力し、安心・安全な大会の開催に向け全力を尽くしてまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【組織委員会 武藤事務総長】

ありがとうございます。

現下の変異株の流行状況に鑑みれば、選手の安全・安心、国民の方々の安全・安心を確保するためには、昨年末に想定していたよりも厳しい措置を取ることが必要な状況と考えています。その上で、オリンピック・パラリンピックという世界最大のスポーツ大会の運営を円滑に実施できるよう、必要な措置が盛り込まれました。これらの措置を確実に実施することにより、安全・安心な大会運営に万全を期したいと考えています。

本日、政府から大会本番時の出入国の在り方について御説明がありました。水際措置が強化される必要性が高まる中、検査を頻回に実施することで、来日初日から、また 3 日の待機の後、直ちに行動できる形としていただきました。

既に 3 月以降、オリンピック放送機構の関係者、競技会場整備や競技計測の専門事業者などの入国について個別の御配慮をいただいてまいりました。また、4 月以降、テストイベントが本格化し、御協力をいただきました。その際、IOC 等からは大会運営に支障が出ないような入国条件としていただくことや、入国条件を対外的に明示して、入国者が準備しやすいような透明性の確保を求められておりました。本日入国条件等を明確に示していただいたことは、これらの要請に対してお答えいただいたものと存じます。

今後、大会関係者の入国が本格化しますところ、本日明確に示されました入国条件に基づいて、必要な人材の円滑な入国に引き続き御配慮をお願いできればと存じます。

検査につきましては、アスリートや選手村の在住者については原則毎日とし、競技の特性に配慮して検査日を決定することになりました。その他の者につきましても、海外からの来日者は頻回に検査を実施し、日本在住者は選手や海外からの来日者との接触の程度に応じて、業務への合流時や離脱時など必要な頻度で検査を実施することとなりました。今後、早急に具体的な検査計画、オペレーションの体制の構築を行う必要があります。政府や東京都におかれましても、対象者の選定・承認、費用の負担につきまして御協力と早急な決定をお願いいたします。

組織委員会からは、アスリート以外の関係者に係る輸送・宿泊等の考え方、観客、医療体制の確保の状況について御説明いたしました。

また、本日夜6時半から5者協議が行われ、この考え方がIOC/IPCにも共有されます。その後、21時30分を予定しておりますけれども、選手向けに大会参加の条件を整理した「プレイブック v2」を公表いたします。この作成に当たっても、政府関係機関、東京都の多大な御協力をいただきました。誠にありがとうございます。

ゴールデンウィーク明けの5月6日からはステークホルダー別の説明会が実施されます。このタイミングでは、入国条件、入国前の陰性証明、健康管理アプリ、入国後の宿泊や移動等の行動管理に関する事など、実務的な質問が数多く寄せられることが想定されます。ゴールデンウィークまで残り時間は限られていますが、しっかりした質疑の準備ができるよう、国や都の皆様に御協力をお願い申し上げます。

また今後会場が所在する関係自治体とも、コロナ禍での大会運営につき具体的な連携・相談を行う必要があると考えています。

以上です。ありがとうございました。

○議事2について、出席者よりそれぞれ発言。

【日本オリンピック委員会 福井専務理事】

ありがとうございます。オリンピック委員会福井です。

昨年12月の中間整理、そして今回の関係者の皆様の御尽力により、アスリートや日本の皆さんの双方にとって安心・安全な大会となるように具体的な追加対策を策定いただき、日本代表選手団を派遣しますJOCとしても心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

今回示された対策案は、東京2020大会に向けてより安全・安心な大会を実現する上でどれも不可欠な施策だと考えております。特に「アスリートを中心とする検査の在り方について」で示されております原則毎日検査は、アスリート、アスリートを取り囲む関係者にとっては安心材料になる施策だと考えております。

一方で、競技種目別によって様々な特性があり、試合方法も多種多様なため、アスリートのコンディション調整に十分配慮した検査をお願いしたいと思います。特に試合本番を前にしたアスリートは非常に集中力を高めている状態です。検査のタイミングといえますか、検査はトレーニングあるいは試合前の調整、食事、移動また睡眠を妨げないような形で実施していただいて、検査に要する時間も必要以上に待つことがないように御配慮いただければと思います。また仮に検査によって陽性反応が出たアスリートがひどく動揺したり、あるいは濃厚接触者に認定されたチームメイトや対戦相手など、周囲が混乱しないように御配慮いただければと思います。

いずれにいたしましても日本代表選手団はこれらの施策の必要性を十分理解し、強力に実践してまいります。アスリートファーストで御検討いただいたことに改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

以上です。

【日本パラリンピック委員会 河合委員長】

ありがとうございます。JPC の河合です。

三度目の緊急事態宣言が出ている中、このように改めて国、東京都、組織委員会の皆さん、そして JOC、JPC、専門家の先生方が一丸となって取り組んで進んでいるということは大変ありがたいと思いますし、重要なメッセージになっていると認識しております。

本日の会議では、12 月に公表されました中間整理に加えまして、変異株等の具体的な対策や改めて大会時の取り組み内容についてお示しいただきました。JPC いたしましては、安全・安心な大会の実現に向けて原則として毎日の検査の実施や公式プレイブックを遵守することの意義をしつかりと選手団員に徹底し、CL0 を中心としまして健康管理・行動管理を徹底するよう取り組んでいきたいと考えております。

パラリンピックの開会まで 4 か月を切った状況です。アスリートに向けて我々としてもしっかりと安心・安全な大会に向けて最高のパフォーマンスを発揮できるようサポートしていくことのメッセージを伝えているわけですが、改めて最高のパフォーマンスを行うには万全の準備が必要です。アスリートにとっての万全の準備とは、トレーニングとリカバリーのサイクルを日々計画的に取り組むことによってコンディションを維持することだと考えています。アスリート達の最高のパフォーマンスを通じて、誰もが自分らしくいられる社会というすばらしさを世界中に発信できるよう、これらを役割の 1 つと位置づけてこれからも取り組んでいきたいと思っております。引き続き安全・安心な大会の実現に向けて競技団体とも連携しながら進めてまいりたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

【川崎市健康安全研究所 岡部所長】

岡部です。どうもありがとうございました。

いろいろな方面で努力していただいて、どうしたらできるだろうかというところが積み重ねられてはいると思うのですが、現在の変異株の状況は昨年、ちょうど 1 年前、あるいは半年前の状況とも随分考え方を変えないといけない部分があるだろうというのは、私たち専門会の会議の中では常に話していることです。どのような状況かは、お隣におられる齋藤先生が変異株の状況をまとめているので、多分そのようなことをお伝えいただけるのではないかと思いますけれども、やはり感染の広がり、あるいは肺炎の発症率等々については十分注意する必要があるだろうと思っております。

それから、最初に私がここに加えていただいたときにお話をしたように、オリンピックをやるやらないという二者択一が世の中では出てくる話ではありますが、コアの、どこの部分をやるのかというのが最終的な判断のところになるだろうと思っています。つまり海外からのお客さんについては遠慮していただくことになったわけですが、イベントとして考えた場合に、感染が広がりつつある、あるいはもう広がってしまったような状況のときにイベントをどう開催するのかというのは分科会等々でも提言をしております。ですからそれにのっとったような形であることも必要ではないかと思うわけです。私はできるだけコアな部分はやったほうがいいという立場ですが、日本の中でフェーズ 4 という赤い状況があちこちで見られている状況の間は、やはり国民を守ることを考えても相当慎重な判断が必要ではないかと思っております。

それから、実行する場合に、今までもしばしば申し上げて、またこの中にも盛り込んでいただいているのですけれども、やはり落ち着いたとはいえ患者さんの発生は出てくるので、できるだけ自治体における医療あるいは保健行政にシワ寄せが来ないように、これは大変な工夫が要ると思うのですけれども、ぜひその点は改めてお願いしたいと思うところです。

些細なことで質問が3点くらいあるのです。

これは事務局にあらかじめ申し上げたのですけれども、資料1の4ページの一番下の「(ウ)『濃厚接触者』の出場の可否」の②として、「ドクターに相談の上」とさらっと書いてあるのですけれども、これは多分特定のドクターではないかと思うので、その点は明示したほうがいいのではないかと思うのが1つです。

それから、6ページ目のメディアです。かなり限定的に動きを抑えていると思うのですけれども、メディアとアスリートの接点のことは書いてあるのですけれども、メディアの方が一般の人への接触あるいは選手村のボランティアとかアスリート以外の人に接触するときになくなるのか説明がなかったので、後でも結構ですので教えていただければと思います。

3番目の質問は、海外の参加国の表明状態はなかなか聞こえてこないもので、これも後で結構ですが、海外の国の状況がもしお分かりでしたら教えていただければと思います。

長くなりましたけれども、以上です。ありがとうございます。

【国立感染症研究所感染症危機管理研究センター 齋藤センター長】

国立感染症研究所の齋藤です。

以前から申し上げておりますが、感染対策は何か1つでうまくいくものではなく、検査を行えば安全、マスクをしていれば安全というわけではなくて、幾つかの対策を組み合わせで様々なリスクを減らしていく中で総合的に管理していく視点がとても大事だと思っております。その点非常に包括的な御検討をいただきまして感謝しておりますが、計画は確かにしっかりできているわけですが、参加者側もそういうコンセプトをしっかり理解していることが必要で、検査を毎日やっているからここにいる人たちは安全とは思っていただきたくはなく、日頃様々な行動管理をしっかりやっていただきたいと思っております。

そして今、感染の拡大している中で市民の不安が高まる中、やはりこのような対策をきちんとやっていることを示していくことも安全・安心な大会運営で重要な要素ではないかと考えております。

幾つかドキュメントにもしっかり書いていただいておりますが、例えば選手村での対策、渡航前、入国前、入国時に検査を受けて、健康モニタリングを行ってということは書かれているわけですが、やはり海外の流行状況を考えますと、そういった管理下においても一定の感染リスクは想定しなければなりません。

入国日の異なるアスリートが混在している状況ができてしまうことになりますので、それはすなわち感染リスクが異なる人が混在していることになりますので、動線等の行動管理はしっかりと行っていただきたいと考えております。

大会関係者につきまして、やはり入国後14日間用務以外の宿泊地での待機というところは徹底していただきたいと思っております。非常に数も多くて管理も難しいことは想定されますが、先ほどお話しいただいたように宿泊先を組織委員会の用意するホテルに最大限集約するとかいった形

で日々の行動の厳格な管理体制をしっかりと運用できるように御尽力をお願いしたいと思っております。特にホテル外に出て行って集団で会食なんていうことになると、国内流行との接点も生まれてしまうというのは当然避けていただかなければなりませんし、ホテル内でも集団での会食を設けることは避けていただきたいと思っています。

それから、ホストタウン等の対応なのですが、いろいろと関係自治体との連携の在り方について御検討いただいているところだと思っておりますが、大会が近づいてきたところですので、シミュレーション等を行って連絡体制をしっかりと擦り合わせを行っていただきたいと思いますと考えております。

あとマニュアルも変異株の流行を踏まえた対応をしていただいているところですが、各自治体も大変な状況であると思っておりますので、このようなマニュアルの内容の自治体への丁寧な説明と御支援を行っていただきたいと思いますと思っております。

先ほど変異株の話がありましたけれども、この点はこれまで、かつてよりも準備体制は一段高めた気持ちで対策する必要があります。ただ、やっていくこと、基本的な対策は同じですので、それをいかに厳格にしっかりと実行できるかが非常に重要になるかと思っております。先ほど冒頭からも力強く厳格な行動管理というお言葉を頂いておりますので、その点は非常に安心しておりますが、ぜひこの点はよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

【内閣官房オリパラ事務局 藤原総括調整統括官】

4 ページの濃厚接触者のルールの方でございまして。こちらでドクターと書いておりますのは、いわゆるチームドクターだけではなくて IOC のドクターなど複数のドクターでしっかり判断できるようなスキームを作っていくことが重要だと考えているところでございまして

【組織委員会 中村ゲームズ・デリバリー・オフィサー】

今の藤原統括官に補足させていただきますと、今、おっしゃったようなメンバーで医療の専門家のグループを作る予定でございまして。RAEG と申しまして、Results Advisory Expert Group ということで、結果とか濃厚接触者とかいうところで専門家がきちんと相談して協議して決める。ただ、最終的には、最終判断は日本のトップが行うスキームというものを考えております。

メディアの接触でございまして。こちらは申し上げたようにまず選手村を含めて行ける場所を限定的にいたしまして、選手以外ほかの職員との間も 1 メートル以上、そして一定時間、15 分を超えない、マスクはきちんと着用するといったことを徹底する。そういった行動が守られるように選手村等の競技会場ではきちんとそれを把握、監視できるような体制にいたしますし、万が一こういうことを破る者がいましたら、そこは最後アクレディテーションを剥奪して取材ができないようにすることを考えております。

参加表明でございまして、正式にはきちんと 206 の国から来ていただくということでございまして、また活動計画書という形で 3 週間前にきちんといただくということでいただいております。非公式に某国が来ないというようなことは言うておるようでございますけれども、正式には今のところ来ないと表明している国はございません。

【内閣官房オリパラ事務局 平田局長】

本日は関係者の皆様にお集まりいただきましたことに感謝申し上げます。

昨年中間整理がまとめられました後、国内外で変異株が流行する中、本日の会議では安心・安全な大会の開催に向けて、変異株に対応した追加的な対策について御議論いただきました。

まず検査につきまして、アスリートや一部の大会関係者について毎日検査をするなど頻度を上げて実施する方針が示されました。本方針に沿って円滑な競技運営が確保されるよう、検査方法など具体化を進めていく必要があります。特にアスリートが陽性になった場合、大会出場にも関わることから、専門家も関与の上、迅速かつ的確な対応を行う必要があります。組織委員会におかれましては早急に体制を整え、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

アスリート、大会関係者が入国後に練習や活動を可能とする条件として、検査や行動管理など具体的な仕組みは示されました。アスリートはもとより国内在住者の安全・安心の確保も非常に重要な課題であります。そのため用務先の限定など厳格な行動管理を行うことが必要となります。組織委員会におかれましてはしっかりとした体制を整備し、万全な取組をお願いいたします。

医療体制の確保は大会開催の根幹の1つをなすものであります。地域の医療体制に支障が生じないように、組織委員会、東京都におかれましては関係者の皆様と連携しつつ、着実に準備を進めていただきたいと思います。

ホストタウンに関しましても、変異株の発生を踏まえ、昨年策定した手引の改訂版が本日示されました。地域の安心・安全を確保した上で、ホストタウンの取組が実り多くなるものとなるよう引き続き国としても支援していきたいと考えます。

最後になりましたけれども、関係者の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、私からの発言とさせていただきます。ありがとうございます。

○閉会にあたり、藤井内閣官房副長官補より発言。

【藤井内閣官房副長官補】

それでは、まさにこれからが最後の大変なところですが、よろしくお願いしたいと思います。

本日の議事はここまでとさせていただきます。

本日の会議においても、プレス対応として、国、東京都、大会組織委員会の事務方から後ほど記者向けのブリーフを行います。その際資料として、本会議の資料を配付いたします。

本日は皆様、御多忙のところ、どうもありがとうございました。

(以 上)